オーストラリア移民制度改革

トニー・バーク連邦大臣による主な発表 ｜ 2026 年 9 月 17 日

概要　豪州政府は、需要主導型を中心とした移民制度から、政府がより厳格に管理し、対象を絞る制度へ移行しようとしています。移民は引き続き豪州経済の重要な柱ですが、今後は住宅供給能力、優先技能、生産性、制度の健全性との整合性が一層重視されます。

政策の方向性

区分	発表された変更	実務上の影響
スキル（就労など）	技能移住のポイント制度を再設計し、優先技能および住宅建設関連の職種を一層重視。	永住技能移住は、より選別的となり、具体的な経済的ニーズとの関連性が重視されます。
スキル（就労・永住）	医療、建設、教育、防衛、資源、第一次産業などを含む、Ministerial Direction 119 の優先分野を拡大。	迅速な審査は、企業内転勤（ICT）であること自体ではなく、主として　職種と産業分野によって決まります。
学生・卒業ビザ（485）	一部の例外を除き、新規の学生ビザおよび一時卒業生ビザ　保持者は、家族帯同申請ができなくなる見込み。	留学が滞在の主目的であることが求められ、家族帯同の経路は厳格化　される見込みです。
ワーキングホリデー	所定の就労を完了した後、WHM の 2 年目・3 年目をそれぞれ定員 45,000 人、5,000 人の抽選制へ移行する方針。	就労要件を満たしたすべての人が、自動的に滞在を延長できる制度ではなくなります。
訪問ビザ（600）	今後、訪問ビザへの「No Further Stay」条件をより広く適用し、学生ビザによる不適切な滞在延長も制限する方針。	訪問ビザから豪州国内で別のビザへ変更することや、下位課程への進学を通じた滞在は、大幅に柔軟性を失う可能性があります。
不法滞在やビザエージェントの規制	真正でない申請、移民エージェントの不正行為、オーバーステイへの取締りを強化。コンプライアンス担当官 100 人と収容施設 250 床の増強を発表。	制度の健全性が運用上の主要課題となり、審査、制裁、退去措置の強化が見込まれます。

制度の基本的な転換

従来のモデル　雇用主や教育機関の需要が、移民受入数に大きく影響。
今後のモデル　政府がより厳格な移民受入枠を設定し、その範囲内で国の優先課題に応じて受入枠と審査を重点配分。

日本企業およびビザ申請者への影響

サブクラス 482 Skills in Demand(SID)ビザ　真に技能を要する雇用や企業派遣において、引き続き中核的なビザです。審査の優先順位は、企業内転勤(ICT)であること自体ではなく、職種、産業分野、申請者の状況によって決まると見込まれます。

サブクラス 400 短期就労(専門業務)ビザ　真に短期で高度な専門性を要する業務には、引き続き適した選択肢です。今回の改革方針は、渡航目的と滞在期間に正確に合致するビザを選ぶ重要性を改めて示しています。

学生ビザおよび卒業生ビザ　正規の上位課程への進学は引き続き認められる可能性がありますが、主として滞在延長を目的とする反復的な転校や下位課程への変更は、規制が強化される見込みです。家族を帯同できる範囲も縮小されると見込まれます。

ワーキングホリデービザ(WH)　2 年目、特に 3 年目のビザは、抽選により人数管理される可能性があります。これは、労働力計画および日豪間の若者のモビリティに大きな影響を与えます。

訪問ビザ「No Further Stay(追加滞在不可)」条件がより広く適用される場合、訪問ビザから豪州国内で別のビザを申請する従来の方法が制限される可能性があります。サブクラス 600、601、651 ごとの実施内容を注視する必要があります。

永住技能ビザ　住宅供給に関連する職種や、その他の優先分野を含め、生産性向上への明確な貢献が見込まれる技能が、今後さらに優先されます。

実施状況

重要事項:本スピーチは改革プログラムを発表したものです。2026 年 9 月 17 日時点で、すべての措置が法的に施行されていたわけではありません。一部の変更には、法改正、新たな法的文書、または詳細な行政上の実施措置が必要です。関連する法的枠組みと　施行日が公表されるまでは、「発表された改革」または「提案段階の改革」と表現してください。

状況	案内時の表現
施行済み	関連する大臣指示、規則または法的文書が施行されている場合に限り使用する。
発表・提案段階	「～となる見込み」「～を意図している」「～と予想される」など、条件付きの表現を使用する。
詳細未定	各ビザの規則、適用除外、施行日、経過措置が公表されるまでは、断定的な案内を避ける。

今後の対応について

- MD121 の職種・産業分野別の優先順位に照らして、予定している 482 ノミネーションを確認する。ICT であることのみをもって優先審査の対象になるとは考えない。
- 特に短期の専門業務について、渡航の真の目的と期間に合致するビザ・サブクラスを選択する。
- 提案されている抽選制度が実施される場合に備え、2 年目・3 年目のワーキングホリデービザ保持者に依存する人員計画を見直す。
- ビザ発給条件と最終的な実施規則を確認せずに、訪問ビザから豪州国内で別のビザへ切り替えられることを前提としない。
- 発表された改革が施行済みであると案内する前に、法令、施行日、適用除外、経過措置を確認する。

公式情報源

トニー・バーク連邦大臣によるナショナル・プレスクラブ演説(2026 年 9 月 17 日):
https://www.tonyburke.com.au/speechestranscripts/transcript-national-press-club-address-17-september-2026

豪州政府による移民制度改革の発表:https://minister.homeaffairs.gov.au/TonyBurke/Pages/migration-reform-end-rorts-bring-skills-australia-needs-strong-economy.aspx

本資料は一般的な情報提供を目的とする概要であり、法的助言または移民手続に関する個別助言として依拠すべきものではありません。個別案件については、申請時点で有効な法令および政策に基づく検討が必要です。